

議案第 27 号

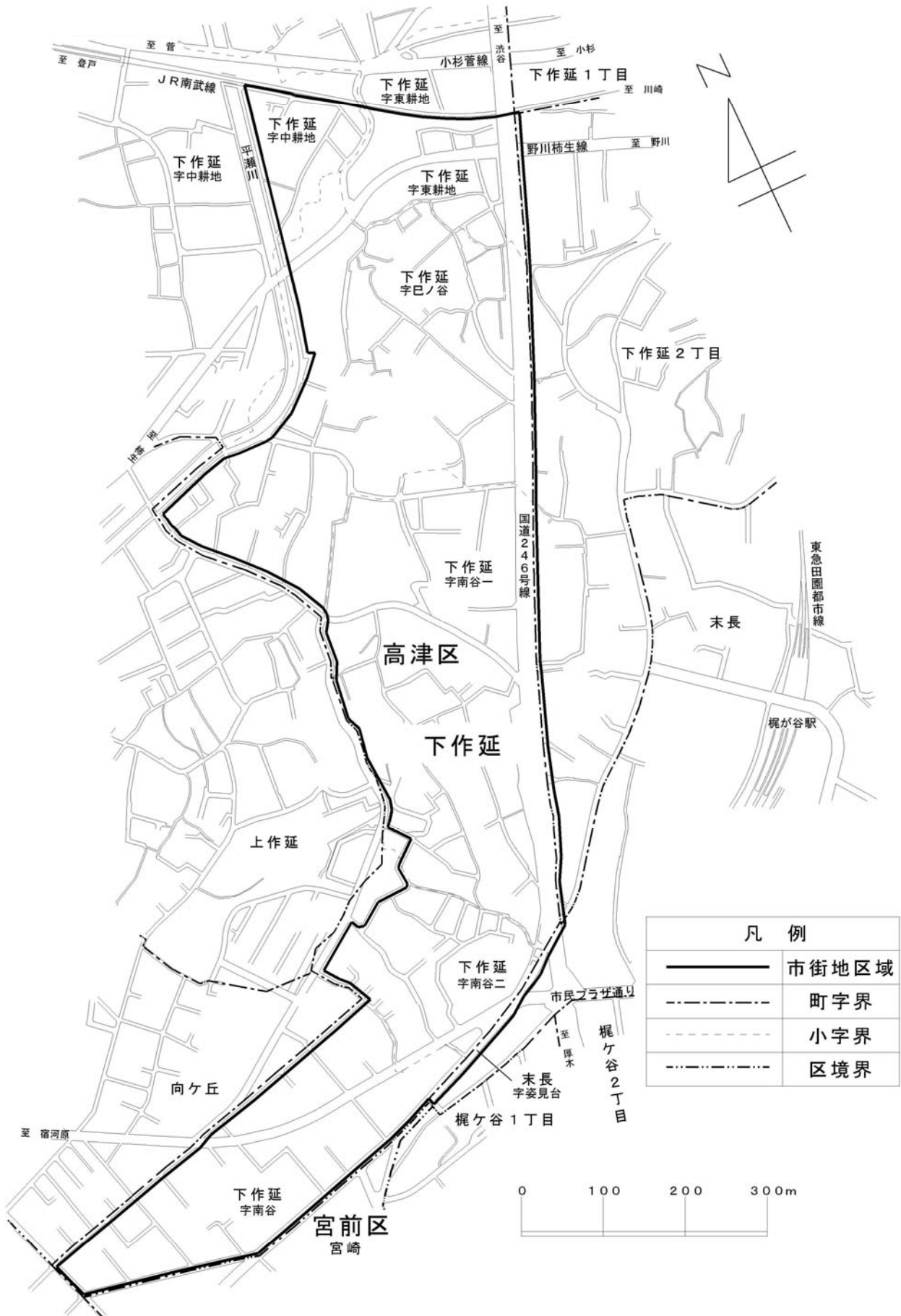
高津区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成 20 年 2 月 19 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

別図



参考資料

提 案 要 旨

高津区下作延地区において、住居表示を実施したいので提出する。

